

電子帳簿等保存制度の実務ポイント



受講料
無料

※先着順

～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し～

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました(ただし2年間の宥恕期間があります)。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について令和5年度税制改正とあわせ分かりやすく解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 令和5年**9月21日** **木**
14:00～16:00

会場 足利商工会議所4階わたらせホール
〒326-8502 足利市通3丁目2757

定員 **30名** (会員・非会員問わず)

主催 足利商工会議所

申込方法 下記申込欄に必要事項をご記入いただき、
FAXにてお申込みください。

問合せ **TEL.0284-21-1354**

講座内容

- 電子帳簿等保存制度とは
- 電子帳簿等保存制度に関する改正内容
 - 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項
 - スキャナ保存(区分②)に関する改正事項
 - 電子取引(区分③)に関する改正事項
- 電子取引データ保存制度における保存要件
 - 真実性の要件
 - 可視性の要件
- 電子取引に係るデータ保存対象の有無
 - 原則的な取り扱い
 - 主な電子取引情報の保存方法
 - 押印書類の控えの保存方法
- 電子取引のデータ保存の事例での確認
 - 電子取引制度とFAXについて
 - ネットバンキング等の対応
 - クレジットカードの利用(ETCの利用)
 - インターネット通販の取引情報の保存方法
- 電子取引のデータ保存制度の新たな猶予措置創設
 - 新猶予措置の適用者
 - 売上高5,000万以下の事業者
 - みなし規定(上記以外の事業者)
 - 優良な電子帳簿の対象帳簿の合理化・明確化

講師プロフィール

星 叡 (ほし ただし) 氏

- 税理士法人トリプル・ウイン顧問
- 税理士 ●行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

(FAXは切り取らずに送信してください)

(申込日: 年 月 日)

足利商工会議所 行 **9/21** **木**開催『電子帳簿等保存制度の実務ポイント』受講申込書 FAX 0284-21-6294

事業所名	(会員・非会員)	T E L	
住 所	〒 -	m a i l	
受講者名	(複数のご参加可能)		